

維持管理基本水準書

〈 神 の 木 公 園 〉

令和5年3月

横浜市環境創造局

神の木公園

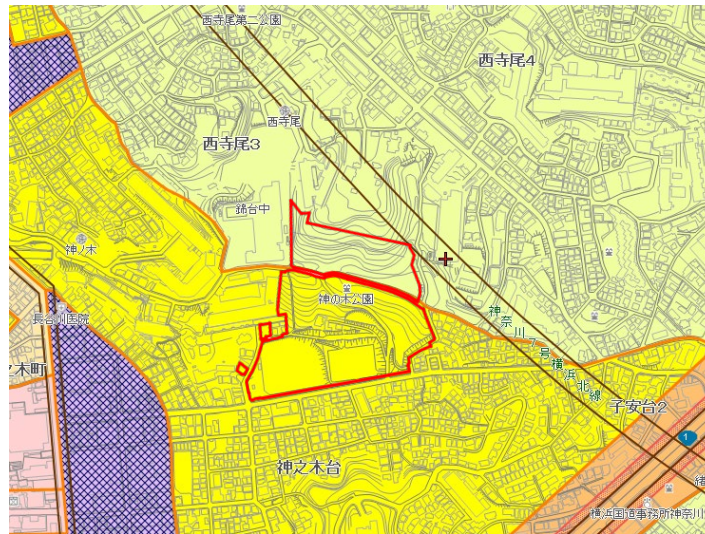
維持管理対象公園の現況把握

■周辺の状況



: 公園公開範囲
 横浜市環境創造局第11次緑地環境診断調査(令和元年度)
 航空写真データ

■都市計画図



凡例
 第1種低層住居専用地域
 第2種低層住居専用地域
 第1種中高層住居専用地域
 第2種中高層住居専用地域
 準住居地域
 近隣商業地域
 商業地域(第7種高度地区)
 市街化調整区域

■基礎データ

規模	40,330㎡
種別	地区公園
公開年月日	1942(昭和17)年4月1日
住所	神奈川県神奈川区神之木台13
連絡先	横浜市環境創造局 北部公園緑地事務所 TEL:045-353-1166
主要施設	野球場:ソフトボール、少年軟式野球(1面)
その他	集会所(管理者:神奈川区)は管理範囲から除く

■現況写真



スポーツ施設区:野球場



遊具・広場区



植栽帯区



植栽帯区

■公園の沿革等

- 本公園は、昭和15年国庫補助防空緑地整備事業の一環として実施したものであり、昭和16年に民有地買収にて用地を取得。戦後、戦災復興都市計画として、昭和21年～25年にかけて造成事業を実施し、26年～32年にかけて失業対策事業として、軟式野球場、自由広場等諸施設を整備のうえ、全面公開した地区公園です。

■市民活動の有無とその内容(公園愛護会等)

- 特になし

■利用者数の動向

- スポーツ施設利用者が年間を通して多いが、平日の利用は 休日に比べ少ない。
- 園児の遊具・広場利用がある。(運動会等)
- 自治会や老人会などのグラウンドゴルフ利用が多い(自由広場)

■年間の施設利用者数

入園者数(施設利用者数:人)

	R1	R2	R3
野球場	9,951	7,363	11,030

■利用者からの要望意見

- 住宅地が近く、野球場のボールが近隣地に飛ぶことがある。

■公園の特性と管理運営の基本的な考え方

●公園の特性

- 公園周辺は、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域に隣接しており、戸建住宅や集合住宅が多く、地域の貴重なオープンスペースとなっている。
- 中学校が隣接しており、生徒の園内の利用が多い。
- 斜面に位置しており、公園内の高低差が大きく、また斜面の植栽林や園路が多い。

○管理の基本的な考え方

- 利用者の多い広場やスポーツ施設の適正な管理を行う。
- 公園の周辺が住宅地に面していることから、外周樹木、斜面地の適正管理を行い、快適で安全な緑地を確保する。

■ゾーンエリアの特性と管理目標 ●エリア特性 ○維持管理の留意点

A: スポーツ施設区

- 野球場がある。本公園の主要な施設であり、少年軟式野球、ソフトボールで利用できる。
- 安全で快適なスポーツ利用に対応できるような管理を行う。

B: 遊具・広場区

- 子供の遊具利用、近隣住民の休憩、園児の広場利用などの利用者が多く、運動会、地域のお祭り等の使用がある。
- 安全で快適に利用できるよう、点検を重点的に行い、補修等が必要な場合は速やかに行う。

C: 園路区

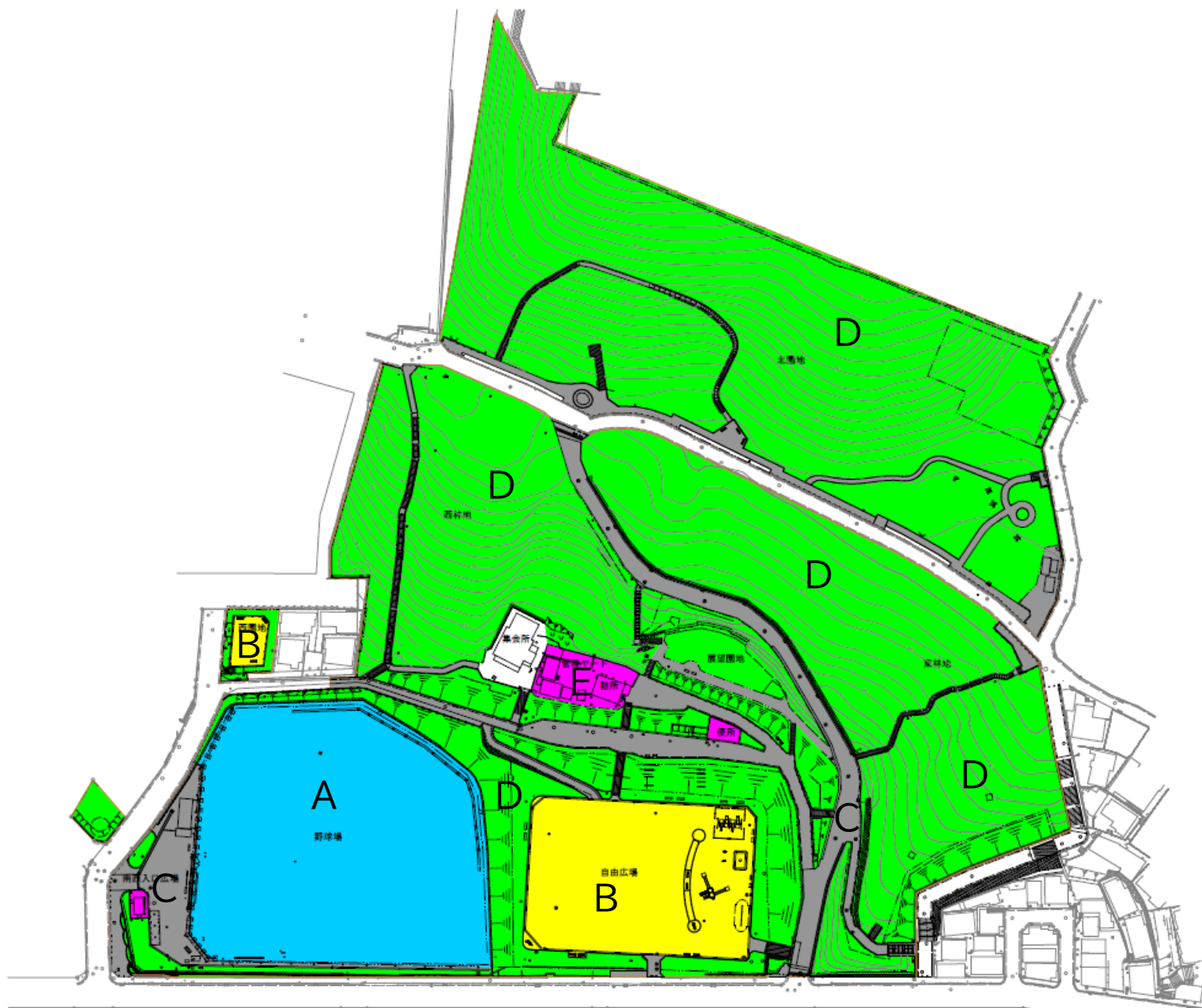
- 散歩等の利用が多い。
- 点検・清掃を行い、破損等が確認された場合は、早急に補修を行う。
- 園路の通行を妨げないように、高木の下枝剪定、中低木の徒長枝の剪定、除草などの管理を行う。

D: 植栽帯区

- 主に公園の北側半分が、斜面緑地となっている。
- 斜面保護に留意しながら、草刈や樹木管理を行う。
- 隣接する道路の通行を妨げないよう、適正な管理を行う。

E: 管理ヤード

- 便所、管理詰所及び作業ヤードがある。
- 便所等の施設の点検、清掃、補修等を行う。



神の木公園

基本管理:作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表

基本管理

管理項目	管理水準			備考		
	対象	規模・単位	年回数			
巡視	日常巡視	園内・園内主要施設	1式	359回	※1,2	
	臨時巡視		1式	随時	台風時等	
清掃	日常清掃	清掃		7,650m ²	359日/年	※3,4
		処分	一般廃棄物	1式	随時	
			産業廃棄物	1式	随時	
	臨時処置	台風・不法投棄等のゴミの臨時処理	1式	随時		
臨時清掃	南側道路等	1式	随時	9回程度		
草刈	人力草刈	鎌を使用した除草	1式	2~3回/年		
	機械草刈	肩掛式(通常)	25,700m ²	1~4回/年	※5	

※1: 365日-6日(年末年始)=359日/年

※2: 道路上に違法駐車を見つけた時は、声かけ等を行い、必要に応じて所轄の警察、横浜市へ連絡すること。

※3: 道路沿いの樹木については、落葉期の落葉掃き・落葉処理を高頻度に行い、近隣とのトラブルがないように配慮すること。

※4: 民有地沿いの樹木については、落葉期の落葉掃き・落葉処理を高頻度に行い、近隣とのトラブルがないように配慮すること。

※5: 草刈は、安全のための見通しを確保するよう実施すること。

※点検については、個別に記載している事項のほか、「横浜市公園施設点検マニュアル」による点検を実施すること。この点検には、年度ごとに横浜市が支給する点検チェックシートを使用し、点検後速やかに報告すること。



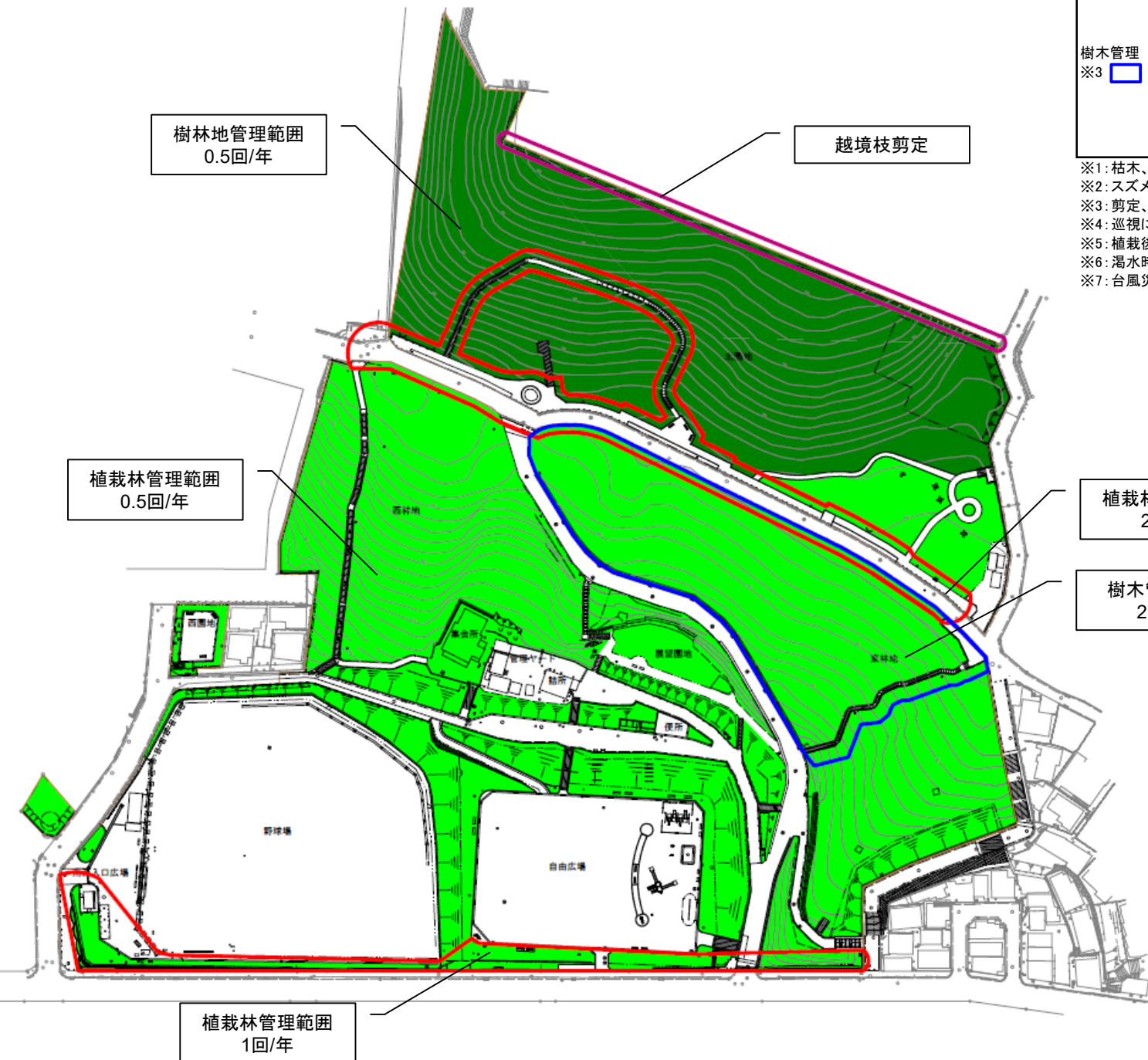
神の木公園

植物管理(1/2):作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表

植物管理(1/2)

管理項目		管理水準			備考		
		対象	規模・単位	年回数			
共通	点検	枯損木・危険木・枯れ枝・越境枝等	敷地境界部、園路際、広場の中などを重点的に実施する	1式	4回/年	※1,2	
樹林地管理 ■ □	保護型樹林地管理	ツル除去		1式	随時		
		枯損木処理		1式	随時		
		林縁草刈		1式	随時		
		越境枝処理		1式	随時		
植栽林管理 ※3 ■ □	剪定		必要な樹木に限る	30本	0.5~2回		
	病虫害防除		アミノ・チャドクガ・てんぐす等	1式	随時	※4	
	間伐・移植			1式	随時		
樹木管理 ※3 ■ □	高木管理	整枝剪定	必要な樹木に限る	20本	1回		
		病虫害防除	アミノ・チャドクガ・てんぐす等	1式	随時	※4	
		施肥	※5	1式	随時		
		臨時処置	支柱交換		1式	随時	
			植え付け		1式	随時	
			灌水		1式	随時	※6
			枯損木等の処理	枯損木・危険木・枯れ枝・越境枝等	1式	随時	
	緊急対応	※7	1式	随時			

- ※1: 枯木、倒木、枯枝等については、立入禁止等の応急措置を指定管理者が行い、横浜市に連絡すること。
- ※2: スズメバチの巣などが来園者に危険な位置にある場合は、立入禁止の応急措置を行い、横浜市に連絡すること。
- ※3: 剪定、刈り込み、間伐等の樹木管理については、必要に応じ、横浜市と協議の上行うこと。
- ※4: 巡視による発見、剪除、焼却(薬剤の使用は原則行わない)。やむを得ず薬剤を使用する場合は関係法令等を遵守すること。
- ※5: 植栽後3~5年まで、もしくはやせ土地の樹木(フジを含む)
- ※6: 渇水時等、天候に応じて適宜かん水を行うこと。
- ※7: 台風災害時の民家や交通上支障となる樹木の処理



植物管理(2/2)

管理項目	対象	管理水準			備考	
		規模・単位	年回数			
中低木管理 ※1 	刈り込み (林内及び自然風に仕立てる物を除く)	一般の植込地内の灌木(花木を含む)	5,000m ²	1~2回	※3	
	病虫害防除	アミノ・チト'カ'テンガス等	1式	随時	※6	
	施肥	※2	1式	随時		
	臨時処置	植え付け		1式	随時	
		灌水	※4	1式	随時	※5
		枯損木		1式	随時	
緊急対応			1式	随時		
草花管理 	花壇草花	植え付け	4,500株	3回		
		地寄せ	60m ²	3回		
		灌水	1式	随時		
		除草	1式	随時		
		花がら摘み摘心	1式	随時		

- ※1: 刈り込みは、見通しを確保するよう実施すること。
- ※2: 植栽後3~5年まで、もしくはやせ土地の樹木(フジを含む)
- ※3: スズメバチの巣などが来園者に危険な位置にある場合は、立入禁止の応急措置を行い、横浜市に連絡すること。
- ※4: 夏場の異常渇水時、新植樹の活着期間に行う。
- ※5: 渇水時等、天候に応じて適宜かん水を行うこと。
- ※6: 巡視による発見、剪除、焼却(薬剤の使用は原則行わない)。やむを得ず薬剤を使用する場合は関係法令等を遵守すること。



神の木公園

施設管理(1/2):作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表

施設管理(一般)

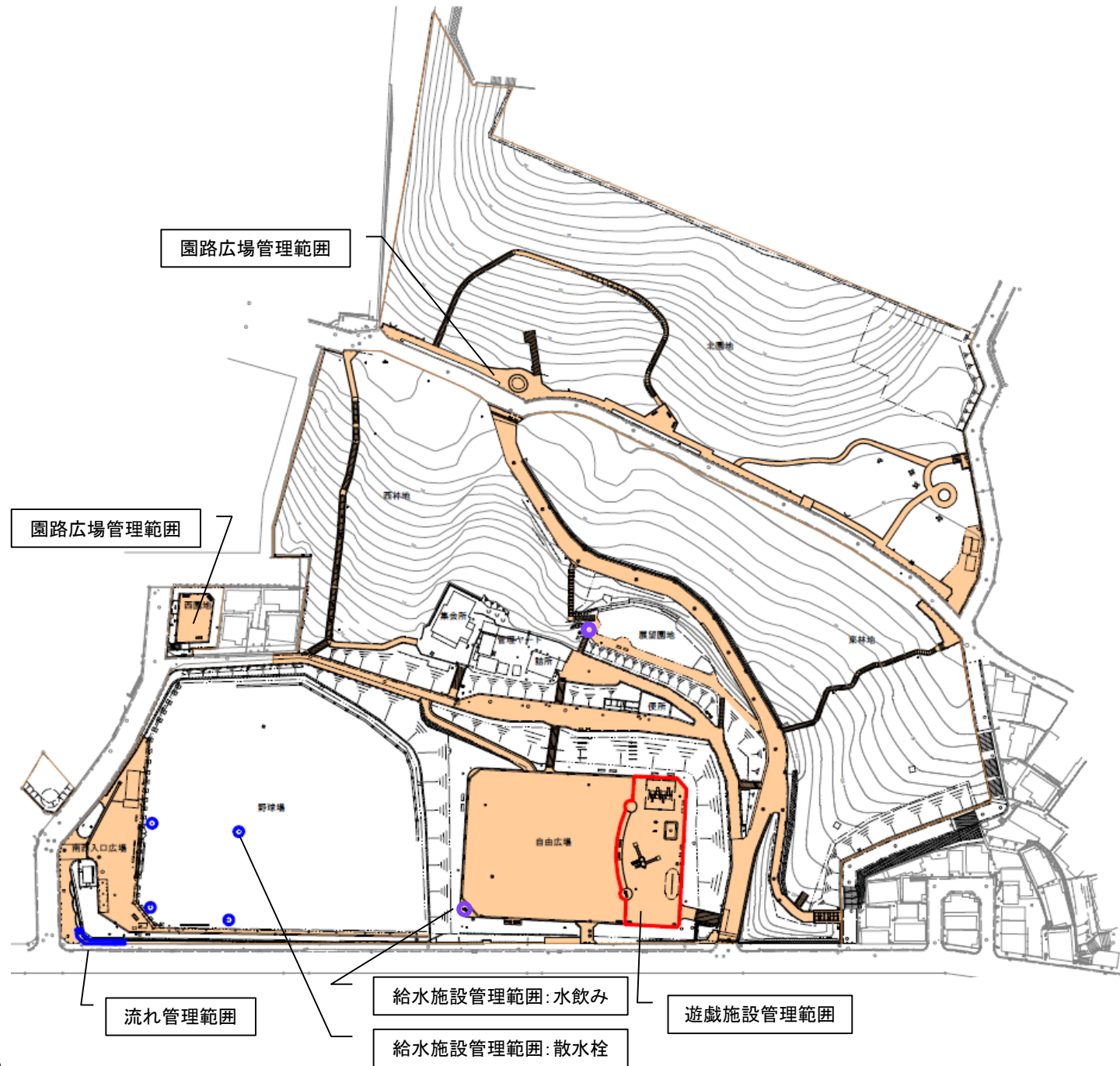
管理項目		管理水準			備考
		対象	規模・単位	年回数	
園路広場	点検	園路・広場等	10,000m2	4回/年	
	補修		1式	随時	
遊戯施設	点検	鋼製遊具・複合遊具等	6基	359日/年	巡回時 ※1
			6基	3回/年	
			6基	1回/年	
			1式	随時	
	補修	鋼製遊具・複合遊具等	6基	随時	※7
	清掃・砂補充	砂場	1基	随時	
給水施設	点検	水飲み・散水栓	1式	4回/年	※2
	補修	給水管・散水栓	1式	随時	※2
	柵清掃	水飲み・手洗い	3基	随時	
排水施設	点検	側溝・樹類	1式	4回/年	
	管・柵清掃	L型側溝・U字溝	1式	1~3回/年	350m程度
		柵類	1式	1回/年	
		管渠	1式	随時	
工作物	点検	園路広場、池、遊戯施設を除く案内板・ベンチ・柵・車止め等の工作物	1式	4回/年	
	補修	案内板等の補修設置・ベンチ等・車止め等の補修	1式	随時	※3
	臨時処置	門柱・車止め等の破損時等	1式	随時	
流れ	点検・清掃	流れ・ため池	1式	随時	
	その他	補給水の調整	1式	随時	夏期 ※4
施設塗装		利用頻度の高い手摺り・柵・遊具等	1式	1回/3年	
		その他工作物	1式	随時	

- ※1: 遊具・広場区: 複合遊具×1、ブランコ×1、鉄棒×1、スプリング遊具×2、砂場×1
- ※2: 散水栓: 野球場(スプリンクラー) 4基、野球場北小広場 1基
- ※3: 外周フェンス×1式(300m)、防球フェンス×1(300m)、園路沿い転落防止柵×1式(550m)、階段部手すり×1(50m)、ベンチ×19、卓+スツール×5
- ※4: メダカ等の水生生物の生息に配慮して、管理を行う。
- ※5: 横浜市公園施設点検マニュアルに従って点検すること。
- ※6: 指定管理業務での修繕が困難な場合は、横浜市に連絡のこと。ただし、指定管理者が制作設置した工作物については補修を行うこと。
- ※7: スプリング遊具のスプリング交換は令和9年に横浜市が行います。

設備管理(一般・有料・建築 共通)

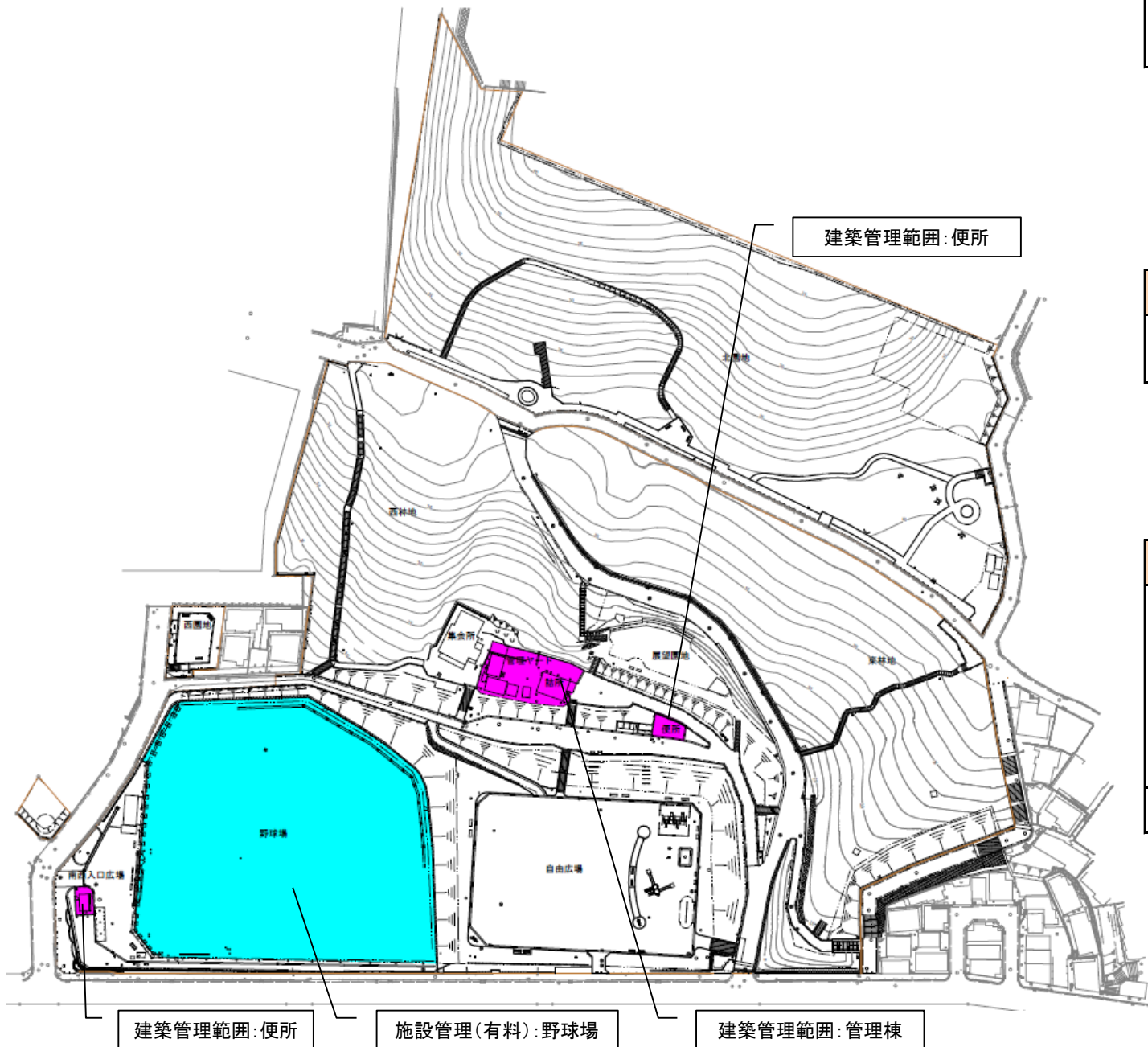
管理項目		管理水準			備考		
		対象	規模・単位	年回数			
電気設備	点検	照明設備	巡視点検	建物内	1式	1回/年	※1
		園内灯設備	巡視点検	分電盤・園内灯	1式	1回/年	※1
		放送設備	定期点検	アンプ・スピーカー	1式	1回/年	※2
	修理	時計設備	定期点検	公園時計	1式	1回/年	※3
		照明設備	ランプ交換	建物内	1式	点検時・随時	
		園内灯設備	ランプ交換	分電盤・園内灯	1式	点検時・随時	※4
機械設備	点検	時計設備	部品交換等	公園時計	1式	随時	
	修理	節水装置	定期点検	トイレ	1式	1回/年	
		修繕	部品交換等	各々設備	1式	随時	

- ※1: 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
- ※2: 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等
- ※3: 外観点検・動作確認等
- ※4: 不点灯時は水銀灯ランプはセラメタまたはLEDに交換
- ※ 点検報告書は速やかに管理部署まで電子データで提出すること。ただし、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて電子データで提出すること。



神の木公園

施設管理(2/2):作業対象範囲・管理留意点図・維持管理水準一覧表



施設管理(有料)

管理項目	管理水準			備考	
	対象	規模・単位	年回数		
点検	日常点検		1式	353回	※1
	定期点検		1式	4回	
精密点検	肉厚点検	フェールポール	2基	1回/年	
	ライン引き		1式	1回/1日	使用日の朝
日常整備	コウガイ掛け・散水		1式	1回/1日	使用日の朝※3
	清掃		4,750m ²	1回/1日	使用日の朝
	不陸整正・転圧		1式	1回/週	
定期整備	草刈		2,790m ²	1回/2週(15回)	4~10月
	付帯施設の点検補修		1式	随時	
冬期整備		※2	1式	1回/年	
臨時処置			1式	随時	

※1: 第3月曜日(祝日の場合は翌日)を除く毎日の巡視時等

※2: レベル調整、フィールド測定、耕起転圧、排水溝清掃、マウンド整備、ラインテープ張り換え、塗装、ベース交換、ネット補修、芝目土かけ・施肥

※3: コウガイは消耗品として、常時10本以上利用者用に備えておくこと、また適宜交換すること。

※ 横浜市公園施設点検マニュアルに従って点検すること。

※ 指定管理業務での修繕が困難な場合は、横浜市に連絡のこと。

ただし、指定管理者が制作設置した工作物については補修を行うこと。

施設管理(建物管理)

管理項目	管理水準			備考		
	対象	規模・単位	年回数			
建築管理	便所管理	点検	便所	1式	359日	※1
		清掃	便所	48m ²	312日	※2
管理棟	点検・清掃			1式	随時	

※1: 365日 - 6日(年末年始) = 359日/年

※2: 6日/週 × 52週 = 312日/年

※ 横浜市公園施設点検マニュアルに従って点検すること。

※ 指定管理業務での修繕が困難な場合は、横浜市に連絡のこと。

ただし、指定管理者が制作設置した工作物については補修を行うこと。

設備管理(一般・有料・建築 共通)

管理項目	管理水準			備考			
	対象	規模・単位	年回数				
電気設備	点検	照明設備	巡視点検	建物内	1式	1回/年	※1
		園内灯設備	巡視点検	分電盤・園内灯	1式	1回/年	※1
		放送設備	定期点検	アンプ・スピーカー	1式	1回/年	※2
	修理	時計設備	定期点検	公園時計	1式	1回/年	※3
		照明設備	ランプ交換	建物内	1式	点検時・随時	
		園内灯設備	ランプ交換	分電盤・園内灯	1式	点検時・随時	※4
機械設備	点検	節水装置	定期点検	公園時計	1式	随時	
	修理	修繕	部品交換等	トイレ	1式	1回/年	
			部品交換等	各々設備	1式	随時	

※1: 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等

※2: 外観点検・絶縁抵抗測定・動作確認等

※3: 外観点検・動作確認等

※4: 不点灯時は水銀灯ランプはセラメタまたはLEDに交換

※ 点検報告書は速やかに管理部署まで電子データで提出すること。ただし、園内灯設備については、毎年9月末までに所定の様式にて電子データで提出すること。

神の木公園

年間維持管理計画表

分類	管理項目		頻度	予想数量	作業時期												備考
	作業対象	作業内容			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
基本管理	巡視	日常巡視	359日/年	1	式												
		日常清掃	359日/年	7,650	m ²												
	清掃	処分	随時	1	式					-		-		-			
		臨時清掃(南側道路等)	随時	1	式												
	草刈	人力草刈	2~3回/年	1	式												
機械草刈		1~4回/年	25,700	m ²													
植物管理	保護型樹林地管理	ツル除去	随時	1	式												
		枯損木処理	随時	1	式												
		林縁草刈	随時	1	式												
	植栽林管理	剪定	0.5~2回/年	30	本							-		-			
		病虫害防除	随時	1	式								
		点検	4回/年	1	式												枯損木、危険木、枯枝等
		間伐・移植	随時	1	式												
	高木管理	整枝剪定	1回/年	20	本												
		病虫害防除	随時	1	式								
		点検	4回/年	1	式												枯損木、危険木、枯枝等
	中低木管理	施肥・臨時処置	随時	1	式												
		刈り込み	1~2回/年	5,000	m ²												
		病虫害防除	随時	1	式								
		施肥	随時	1	式												
	草花管理:花壇	植え付け	3回/年	4,500	株			-				-			-		
		地替え	3回/年	60	m ²			-				-			-		
		灌水	随時	1	式												
		除草	随時	1	式												
花がら摘み摘心		随時	1	式													
施設管理(一般)	園路広場	点検	4回/年	10,000	m ²												
	遊戯施設	日常点検	359日/年	6	基												
		定期点検(通常点検)	3回/年	6	基												
		定期点検(詳細点検)	1回/年	6	基												
		緊急点検	随時	1	式												
	給水施設	点検	4回/年	1	式												
	排水施設	点検	4回/年	1	式												
		管・柵清掃	随時・1~3回/年	1	式			-				-			-		
	工作物	点検	4回/年	1	式												
	流れ	点検・清掃	随時	1	式												
施設塗装	1回/3年・随時	1	式														
施設管理(有料)	野球場	日常点検	353回/年	1	式												
		定期点検	4回/年	1	式												
		日常整備	1回/日	4,750	m ²												
		定期整備	随時・1回/1~2週	1	式												
		冬季整備	1回/年	1	式												
施設管理(建物)	トイレ	点検	359日/年	1	式												
		清掃	312日/年	48	m ²												
施設管理(設備)	管理棟	点検・清掃	随時	1	式												
	電気設備	点検	1回/年	1	式												
		修理	随時	1	式												
機械設備	修理	随時	1	式													